

15 自動車取得税
(1) 新車に関する調

(単位:台,千円)

区分		新規登録・ 新規検査又は届出 台数	非課税・課 税免除及び 免税点以下 台数	のうち身 障等にかか る減免台数	課税台数 (-)	取得価額	低燃費車特 例にかかる 控除額	課税標準額 (-)	税額
自動車	乗用車								
	普通車	27,949	13,367	371	14,582	39,560,458		39,560,458	1,043,834
	小型車	40,133	14,072	928	26,061	38,136,356		38,136,356	763,260
	小計	68,082	27,439	1,299	40,643	77,696,814		77,696,814	1,807,094
	トラック								
	けん引車・被けん 引車・貨客兼用車 を除いたもの	4,506	625	-	3,881	20,147,275		20,147,275	323,566
	けん引車	245	103	-	142	2,066,903		2,066,903	21,217
	被けん引車	195	47	-	148	699,140		699,140	21,526
	貨客兼用車	5,331	514	6	4,817	8,520,118		8,520,118	227,146
	小計	10,277	1,289	6	8,988	31,433,436		31,433,436	593,455
バス	195	44	-	151	1,533,553		1,533,553	26,827	
特種用途車	1,814	843	4	971	6,519,749		6,519,749	126,236	
合計	80,368	29,615	1,309	50,753	117,183,552		117,183,552	2,553,612	
軽自動車	四輪乗用車	33,074	4,294	78	28,780	30,504,620		30,504,620	366,100
	四輪トラック	11,361	1,230	11	10,131	8,910,993		8,910,993	256,791
	三輪車	-	-	-	-	-		-	-
	合計	44,435	5,524	89	38,911	39,415,613		39,415,613	622,891
総計	124,803	35,139	1,398	89,664	156,599,165		156,599,165	3,176,503	

(注)

- この調は、当年度において課税したものについて作成した。
- 「新規登録・新規検査又は届出た数」は、道路運送車両法第7条、第59条及び第97条の3の規定により、運輸支局に新規登録・新規検査又は届出があった台数を記載した。
- 「非課税・課税免除及び免税点以下台数」は、「新規登録・新規検査又は届出た数」のうち、法第699条の4及び法附則第32条第1項並びに第6項の規定の適用を受けた自動車、条例で課税免除又は減免をした自動車の台数を記載した。
- 「課税台数」は、「新規登録・新規検査又は届出た数」のうち自動車取得税を課税された台数を記載した。
- 普通車及び小型車の区分は、道路運送車両法施行規則別表第1に指定する区分によった。(2),(3)及び(4)表において同じ。)
- 「特種用途車」とは、緊急自動車、道路維持作業用自動車(ダンプ型、普通荷台型を除く。)、放送宣伝用自動車、霊きゅう車、タンク自動車、ふん尿自動車等いわゆる8ナンバーの自動車をいう。(2),(3)及び(4)表において同じ。)